

## 小諸市結婚新生活支援事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の住居及び引越しに要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 申請年度の4月1日から3月31日までの間に結婚を機に新たに物件を購入又は賃借するために要した費用のうち、物件の購入費、賃料（夫婦が同居を始めた月及びその翌月分（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、当該住宅手当に相当する費用を除く。）に限る。）、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費（夫婦が同居を始めた月及びその翌月分に限る。）及び仲介手数料の支払いをいう。
- (3) 住居リフォーム費用 申請年度の4月1日から3月31日までの間に結婚を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築その他設備更新の支払いをいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機その他の家電購入及び設置に係る費用を除く。
- (4) 引越費用 申請年度の4月1日から3月31日までの間に結婚を機に新たに購入又は賃借した物件に引越すために要した費用（運輸支局長に対し貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者又は一般貨物自動車運送事業について運輸局長の許可を受けた者への支払いに限る。）をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

- (2) 新婚世帯の所得額（所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した金額をいう。）が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が 500 万円未満であること。
  - (3) 対象となる住居が小諸市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所になっていること。
  - (4) 夫婦共に市が指定した補助金交付に必要な研修等を 2 つ以上視聴すること。
  - (5) 他の制度により住居費、住居リフォーム費用及び引越費用に対して補助金、交付金、その他の金銭の交付を受けていないこと。
  - (6) 小諸市又は前住所地の市町村税（特別区民税を含む。）に滞納がないこと。
  - (7) 夫婦共に過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けていないこと。
  - (8) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び配偶者が小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係にある者でないこと。
- （対象経費及び補助率等）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

対象経費	補助率等
住居費、住居リフォーム費用及び引越費用の合計額	10 分の 10 以内。ただし、30 万円（婚姻日における夫婦の年齢が共に 29 歳以下であるときは、60 万円）を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第 5 条 申請者は、小諸市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 小諸市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第 2 号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 申請日時点における直近の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の、返済した額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）
- (5) 住民票の写し
- (6) 完納証明書又は納税証明書
- (7) 物件の売買契約書及び領収書の写し（物件を購入した場合に限る。）
- (8) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（物件を賃借した場合に限る。）
- (9) 住宅リフォーム費用に係る契約書又は請書の写し（住居リフォーム費用を

対象経費とする場合に限る。)

(10) 住宅リフォーム費用に係る領収書の写し（住居リフォーム費用を対象経費とする場合に限る。)

(11) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（物件を賃借した場合に限る。)

(12) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を受ける場合に限る。)

(13) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、毎事業年度の3月31日までに提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、  
適当と認めたときは、交付金の額を確定し、小諸市結婚新生活支援事業補助金  
交付決定通知兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長  
が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。